

新型コロナウイルス感染拡大に係る 福井県緊急事態措置

令和2年5月5日改定
福井県

新型コロナウイルス感染拡大に係る福井県緊急事態措置

1. 対象区域 福井県全域

2. 実施内容

(1) 県民の皆様へ：外出自粛の要請（特措法24条第9項）

（令和2年4月14日（火）～5月20日（水）） ※感染状況等を踏まえて、5月21日以降の対応を判断

「県民行動指針 Ver3」（令和2年5月5日改定）に基づき、以下のことを引き続き要請

①不要不急の外出(※)や会合・会食の自粛（県民行動指針の1）

家族での外食やバーベキュー、ハイキング、ピクニックなどの県内での屋外活動は、生活の質を高めるためのものとして、自粛要請を解除（5月7日（木）～）

②感染防止対策の徹底（県民行動指針の2）

③3密の徹底的回避（県民行動指針の3）

④他県との往来自粛（県民行動指針の7）

※生活の維持に必要な場合を除く。（例. 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など）

(2) 事業者の皆様へ：休業等の要請（特措法24条第9項・協力依頼）

（令和2年4月25日（土）～5月20日（水）） ※感染状況等を踏まえて、5月21日以降の対応を判断

①施設管理者に対し休業を要請（博物館等および特措法によらない協力を依頼中の施設は、5月11日（月）以降、適切な感染防止対策を講じた施設から順次営業可能とする）

②イベント等の主催者に対し、屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生するおそれのあるイベント、パーティ等の開催についても、原則として自粛を要請

1. 基本的に休止を要請する施設（特措法第24条第9項に基づき要請）

施設の種類	要請内容	内訳
遊興施設等	休止要請	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス 等
大学、学習塾等		大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
文教施設	原則 休止要請	小学校、中学校、高等学校、特別支援学校 等
運動・遊技施設	休止要請	体育館、水泳場、ボーリング場、スポーツクラブなどの運動施設、またはマージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場 等
劇場等		劇場、観覧場、映画館または演芸場
集会・展示施設		集会場、公会堂、展示場
宿泊施設		ホテルまたは旅館（集会の用に供する部分に限る） ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
商業施設		生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。

2. 基本的に休止を要請しない施設（社会生活を維持する上で必要な施設のため継続を要請）

施設の種類	要請内容	内訳
医療施設	適切な感染防止対策の協力要請	病院、診療所、薬局 等 ※有資格者が治療を行うものに限る。
生活必需物資 販売施設	適切な感染防止対策の協力要請	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等
食事提供施設	適切な感染防止対策の協力要請 ⇒時間短縮の協力要請を解除	飲食店（居酒屋を含む）、料理店、喫茶店 等（宅配・テイクアウトサービスを含む）
社会福祉施設等	適切な感染防止対策の協力要請 ※家庭での対応が可能な利用者には、 利用の自粛を要請	保育所、幼稚園、こども園、放課後児童クラブ（学童保育）、 障がい児通所支援事業所 等
	適切な感染防止対策の協力要請	通所介護その他これらに類する通所または短期間の入所により利用 される福祉サービスまたは保健医療サービスを提供する施設（通所 または短期間の入所の用に供する部分に限る）
住宅、宿泊施設	適切な感染防止対策の協力要請	ホテルまたは旅館（床面積の合計が1,000㎡を超えるもので集会の用 に供する部分を除く）、共同住宅、寄宿舎または下宿 等
交通機関等	適切な感染防止対策の協力要請	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス （宅配等） 等
工場等	適切な感染防止対策の協力要請	工場、作業場、発電所 等
金融機関・ 官公署等	テレワークの一層の推進を要請 適切な感染防止対策の協力要請	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等
その他	適切な感染防止対策の協力要請	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、 ごみ処理関係、神社、寺院、教会 等

※適切な感染防止対策については、「4. 適切な感染防止対策」を参照

3. 5月11日以降、休業・時間短縮の協力要請を解除する施設

これらの施設が営業する際には、**適切な感染防止対策の協力を要請**

(1) 基本的に休止を要請中の施設

床面積の合計が1,000㎡超の次の施設

施設の種類	内訳
博物館等	博物館、美術館、図書館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 ※県立恐竜博物館は除く。

(2) 特措法によらない協力を依頼中の施設

床面積の合計が100㎡超、1,000㎡以下の次の施設（100㎡未満は対策を講じた上で営業）

大学、学習塾等	大学、専修学校（高等専修学校を除く）・各種学校、日本語学校・外国語学校、インターナショナルスクール、自動車教習所、学習塾、英会話教室、音楽教室、囲碁・将棋教室、生け花・茶道・書道・絵画教室、そろばん教室、バレエ教室、体操教室
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ペットショップ（ペットフード売り場を除く）、ペット美容室（トリミング）、宝石類や金銀の販売店、住宅展示場（集客活動を行い、来場を促すもの）、古物商（質屋を除く）、金券ショップ、古本屋、おもちゃ屋、鉄道模型屋、囲碁・将棋盤店、DVD/ビデオショップ、DVD/ビデオレンタル、アウトドア用品、スポーツグッズ店、ゴルフショップ、土産物屋、旅行代理店（店舗）、アイドルグッズ専門店、ネイルサロン、まつ毛エクステンション、スーパー銭湯、岩盤浴、サウナ、整体院（主として利用者が身体機能の維持を目的として利用する施設は、要請の対象外）、エステサロン、日焼けサロン、脱毛サロン、写真屋、フォトスタジオ、美術品販売、展望室

床面積の合計が1,000㎡以下の次の施設

博物館等	博物館、美術館、図書館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園
宿泊施設	ホテルまたは旅館（集会の用に供する部分に限る）

その他の施設

食事提供施設	飲食店（居酒屋を含む）、料理店、喫茶店 等 ⇒時間短縮の協力要請を解除
--------	-------------------------------------

※連休中(4月29日～5月6日)、行楽を主目的とする宿泊施設に対する自粛要請は5月7日に解除

4. 適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止
	来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」（密閉・密集・密接）の防止	利用者の入場制限、入出店時・店内ともに行列を作らないための工夫や列間隔の確保（約2m（最低約1m）間隔の確保）
	換気を行う（可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける）
	密集する会議の中止（対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用）
飛沫感染、接触感染の防止	従業員のマスク着用、咳エチケット、手指の消毒、手洗いの励行
	他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所の低減（キャッシュレス、自動ドア利用等）
	店舗・事務所内の複数人の手が触れる箇所の定期的な消毒（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気スイッチ、タブレット、タッチパネル、レジなど）
	手や口の触れるもの（コップ、箸など）の適切な洗浄
	人と人が対面する場所を、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽
	ユニフォームや衣服のこまめな洗濯
	来訪者の入店時等におけるマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	休憩スペースの利用人数の制限、対面での食事や会話をしないよう留意
手洗い場におけるペーパータオルの設置、ハンドドライヤーの使用停止	
移動時における感染の防止	ラッシュ対策（時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進）
	従業員数の出勤数の制限（テレワーク等による在宅勤務の実施等）
	出張の中止（電話会議やビデオ会議などを活用）、来訪者数の制限

5. 休業・時間短縮の協力要請を解除する施設において、 「4. 適切な感染防止対策」以外に特に留意すべき対策の例

(業界ごとのガイドラインが策定されるまでの暫定的なもの)

施設	留意点
飲食店（居酒屋を含む）、料理店、喫茶店等 ※不要不急の外出自粛中であり、利用客は、個人または家族の外食のみ	<p>食事中は、マスク着用できない・会話を行う・口に食べ物を運ぶことから、感染リスクが比較的高いことを前提として感染対策を徹底する。</p> <p>座席は間にパーテーションを設けるか、対面を避け、横は一つ以上空ける（家族利用を除く）。</p> <p>換気を十分に行う。客の入れ替え時の机、椅子等の消毒や清掃を徹底する。</p> <p>室内の喫煙場所で、密集を避けられない場合は、利用を禁止する。</p> <p>ビューフェ形式の提供は控える。</p> <p>感染者が出た場合の感染経路特定のため、利用者の連絡先を一時的に保存（可能な範囲で）。</p>
音楽教室	<p>大きな声を出すこと歌うことは、感染リスクが高いため、可能な範囲でマスクを着用し、換気や身体的距離を十分とる（特に対面に立っての発声は避ける）。</p> <p>管楽器の使用は飛沫等が飛散しやすいため、手指消毒の徹底、換気や身体的距離を十分とる。</p>
バレエ教室 体操教室	<p>更衣室は3密になりやすいため、身体的距離をとり、会話を控え、換気を十分に行う。</p> <p>利用中は呼気が激しくなることもあるため、床や使用した器具をこまめに消毒し、換気を十分に行う。</p>
岩盤浴、サウナ、日焼けサロン	<p>更衣室は3密になりやすいため、身体的距離を十分とり、会話を控え、換気を十分に行う。</p> <p>利用中はマスクを着用できないため、可能な限り入室者を制限し、身体的距離を確保する。</p> <p>休憩スペースでの密集を避け、食事やマスク無しでの会話を控える。</p> <p>感染者が出た場合の感染経路特定のため、利用者の連絡先を一時的に保存。</p>
整体院、エステサロン、脱毛サロン	<p>施術中は身体的距離がとりにくいため、マスクを着用、手指の消毒を徹底、対面の時間をできるだけ減らし、換気を十分に行う。</p> <p>客と直に接するスタッフの健康管理を徹底する。客の健康状態も入店前に確認する。</p> <p>感染者が出た場合の感染経路特定のため、利用者の連絡先を一時的に保存。</p>

※ 換気は、厚生労働省の基準を参考（機械的換気（一人あたり毎時30m³） or 窓開放（毎時2回以上））

（「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」（令和2年3月30日））

【参考】 中小企業休業等協力金について

- 1. 概要** 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県の休業等の要請に全面的にご協力いただける中小企業および個人事業主に対し、協力金を支給
- 2. 支給額** 休業要請に応じた事業者: 1事業者あたり50万円(個人事業主の場合は20万円)
※食事提供施設で営業時間短縮に応じた事業者は、1事業者あたり25万円
(個人事業主の場合は10万円)
- 3. 対象要件** 福井県緊急事態措置により休業等を要請する期間に全面的にご協力いただいた中小企業および個人事業主

※「全面的な協力」とは、休業や営業時間短縮を要請する全ての期間について、「休業」または「営業時間短縮」にご協力いただくことをいいます。

※「営業時間短縮にご協力いただく」とは、休業を要請しない飲食店、料理店、喫茶店等の「食事提供施設」が、夜20時から翌朝5時までの時間帯の営業を自粛し、従来の営業時間を短縮することをいい、終日休業も含みます。
- 4. その他** 下記URLに対象事業所やよくあるご質問への回答等を掲載しています。
<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sinsan/kyoryokukin.html>

○休業要請に関するお問い合わせ

【福井県緊急事態措置コールセンター】

休業要請や協力金に関する相談窓口を設置し、県内事業者の皆さまからの相談に対応します。（令和2年4月23日（木）9時00分～）

専用ダイヤル：0776-20-0766

受付時間：9時00分～18時00分（土日・祝日も実施）

受付内容：休業要請の対象業種について

協力金（中小企業休業等要請協力金）の対象について

○その他、新型コロナウイルス感染症全般に関すること

総合相談窓口 専用ダイヤル：0776-20-0250

受付時間：8時30分～17時15分（土日・祝日も実施）

相談内容に応じて、適切な窓口をご紹介します。